

## 質疑回答書

令和8年4月20日

「生活保護基準改定に関する最高裁判決等を踏まえた保護費等の追加給付事業業務」に関する以下の質疑について回答します。

No	資料名称	ページ	項目	記述内容	質疑内容	回答内容
1	仕様書	1	1.事業の概要	本市窓口においては、本市が保有する端末にてアクセスが可能であること。	職員様用の必要アカウント数をお示しいただけますか。	必要アカウントは10を予定しています。
2	仕様書	2	3.履行場所(1)	本業務に必要な机、椅子、ロッカーについては、本市が用意する。他に必要な用品については、受託者が用意すること。	電話対応用の電話機も受託者で用意が必要でしょうか。	電話機は発注者で用意します。
3	仕様書	2	3.履行場所(1)	本業務に必要な机、椅子、ロッカーについては、本市が用意する。他に必要な用品については、受託者が用意すること。	電話機を選定するにあたり、貴市庁舎内で対応可能な配線方式をお示しいただけますでしょうか(スター配線、バス配線、LAN配線等)。	電話機は発注者で用意します。
4	仕様書	2	4 予定対象世帯	本業務の予定している対象世帯数は、以下のとおりである。世帯数については、概数であり増減が発生することを了解のこと。 ・保護受給中世帯：約4,500世帯…① ・保護廃止世帯：約2,900世帯…② ・計(①+②)：約7,400世帯	保護受給中世帯：約4,500世帯も計算して算出する対象とされるのでしょうか 計算結果データの登録のみでよろしいでしょうか	保護受給中世帯についても、算出する対象としています。資料3のとおり、保護受給中世帯向けの通知書等の納品等も業務に含まれています。
5	仕様書	3	6 業務実施スケジュール	(3) コールセンターの開設及び市役所内での窓口受付及び電話対応等業務の開始 令和8年5月中旬	契約締結が令和8年5月13日(予定)、コールセンター開設及び市役所内での窓口受付の開始が令和8年5月中旬となっております開始時期は貴市と協議の上、決定とさせていただきますよろしいでしょうか	その認識で問題ありません。
6	仕様書	3	6 業務実施スケジュール	(3) コールセンターの開設及び市役所内での窓口受付及び電話対応等業務の開始 令和8年5月中旬	コールセンター開設が令和8年5月中旬とありますが、システム(給付管理システム)構築完了は保護受給世帯への給付決定通知書発送に合わせた令和8年7月上旬でよろしいでしょうか	システム構築完了の時期は、受託者と協議したいと考えておりますが、仕様書が示すスケジュールに沿って対応できる時期でお願いしたいと考えています。
7	資料1	2	3.追加給付等の算定業務(1)	ア 生活保護システムからの抽出データ(CSVデータ)、法63条返還金・法78条徴収金を受け取ること。	欠損データはございますか。	生活保護システムからの抽出データ(CSVデータ)には欠損はないと考えています。
8	資料1	2	3.追加給付等の算定業務(2)	イ 廃止世帯については、世帯主、世帯員情報等を進捗管理リスト及び計算ツール等に入力し、世帯の基礎給付額を事前に準備すること	保護受給中世帯と同様に、生活保護システムからの抽出データ等をご提供頂けますか。	生活保護システムからの抽出データとして「支給データ」を提供する予定です。
9	資料1	2	3.追加給付等の算定業務(2)	イ 廃止世帯については、世帯主、世帯員情報等を進捗管理リスト及び計算ツール等に入力し、世帯の基礎給付額を事前に準備すること	抽出データ等をご提供頂く際、欠損データはございますか。	「支給データ」には欠損はないと考えています。

No	資料名称	ページ	項目	記述内容	質疑内容	回答内容
10	資料1	3	3.追加給付等の算定業務 (2) オ〜キ	オ 廃止世帯の該当可否及び追加支給額案の算定においては、支給データがある場合は、申出書等より支給データを優先すること。	支給データとは、どのようなデータかお示しいただきたいです。 ※資料1 (2ページ) (2)イの「世帯の基礎給付額を事前に準備すること」の準備したデータとは同義でしょうか。	支給データとは、廃止世帯における当市の支給実績のことです。 支給データに基づいて、計算した結果が「世帯の基礎給付額」となります。
11	資料1	2	3 追加給付等の算定業務 (1) 保護受給中世帯	ウ 法63条返還金・法78条徴収金・遡及支給リストに該当があれば追加給付案に反映させ、最終的な追加給付額案を算定すること。	計算ツールから出力された結果で法63条返還金・法78条徴収金リストと一致する世帯ヘリストの金額を反映するのは、1データ：1か所でしょうか、複数箇所あり判断等が必要でしょうか	複数の箇所があるものも含まれる可能性もあり、一定の判断は必要になると思われます。
12	資料1	2	3 追加給付等の算定業務 (1) 保護受給中世帯	エ 世帯ごとの最終的な追加給付額をまとめた進捗管理リストを作成すること。 オ 世帯ごとの入力済み計算ツール、進捗管理リスト (受給中世帯、及び整理加工後のデータを本市に提出する。	計算ツールに入力し算出された結果を貴市に提供する運用フローと認識しておりますが、その際に金額に誤りがないかをご承認いただけるという認識でよろしいでしょうか	当市でも提供を受けたデータについて、抽出して確認は必要と考えております。
13	資料1	2	3 追加給付等の算定業務 (2) 廃止世帯 (オンライン申請を含む)	ク 世帯ごとの最終的な追加給付額をまとめた「進捗管理リスト (廃止世帯)」を作成すること。 ケ 世帯ごとの入力済み計算ツール、進捗管理リスト (廃止世帯)、及び整理加工後のデータを本市に提出すること。	No5と同様の質問です (計算ツールに入力し算出された結果を貴市に提供する運用フローと認識しておりますが、その際に金額に誤りがないかをご承認いただけるという認識でよろしいでしょうか)	当市でも提供を受けたデータについて、抽出して確認は必要と考えております。
14	資料1	2	3 追加給付等の算定業務 (2) 廃止世帯 (オンライン申請を含む)	(2) 廃止世帯 (オンライン申請を含む)	オンライン申請システムを構築する想定はございません。資料4-6記載の貴市電子申込システムにて申請されたデータを取り込む形でよろしいでしょうか	当市の電子申込システムのほか、国が示すマイナポータルによる申出も想定しています。
15	資料1	4	5 システムの運用等(1)	開発したシステムは必ずテストを行い、本番データの情報量に対して支障なく動作することを確認し、本市に報告したうえで運用を開始すること。	システム (給付管理システム) はSaaS基盤をベースとしたパッケージでの構築を想定しているため、テスト実施の取り扱い (報告の要否等) については、貴市との協議により整理する認識でよろしいでしょうか	仕様書のとおり対応いただきたいと考えています。
16	資料4	2	2.口座振込データの作成等 (1)	(1) 受託者は、不備と判定されなかった各種書類等 (補記等により不備が解消されたものを含む。)のうち、口座振込希望分については、審査後速やかに「口座振込データ」を作成すること。	作成する口座振込データのフォーマットは「全銀協フォーマット」でしょうか。	「全銀フォーマット」となります。

No	資料名称	ページ	項目	記述内容	質疑内容	回答内容
17	資料4	1	1.書類の受付、審査等(2)	(2) 受託者は、前号の各種書類の回収のために本市本庁舎に週3回来庁すること。同様に発送書類についても週3回持ち込むこと。 事務処理センターから本市本庁舎までの運搬については、紛失がないように行うこと。	①車での来庁は可能でしょうか。原則、公共交通機関ででしょうか。 ②事業後半の閑散期に入り、受領書類および発送書類がない場合も、原則週3回来庁として、費用を積算してよろしいでしょうか。	①登庁手段に関しては制限をかけるものではありませんが、市役所の繁忙期など、駐車場に空きが無い場合もあります。 ②原則週3回来庁として、積算願います。
18	資料4	2	2.口座振込データの作成等(5)	(5) 受託者は、「口座振込データ(確認済)」の受取後、ただちに同データに基づき、支給口座振込に用いる「口座振込データ(読みかえ上手用)」の作成を行い、本市へ納品すること。	口座振込データ(読みかえ上手用)について、項目名・列の順番等をお示しいただけますか。	口座振込データは「全銀フォーマット」となります。
19	資料5	1	2.コールセンターの開設期間等(2)	(2) コールセンターの開設時間 月曜日から金曜日まで(祝日を除く)の午前9時から午後5時30分まで	・年末年始の開設期間は暦通りでしょうか。 ・年末年始の休業期間がございましたらお示しいただけますか。	年末年始の休業期間は市役所の休業期間とあわせてください (市役所の休業期間は令和8年12月29日(火)から令和9年1月3日(日)となります)。
20	資料6	1	2.吹田市役所本庁舎内での窓口及び電話応対業務の実施期間等(2)	(2) 実施時間 月曜日から金曜日まで(祝日を除く)の午前9時から午後5時30分まで	・年末年始の開設期間は暦通りでしょうか。 ・年末年始の休業期間がございましたらお示しいただけますか。	年末年始の休業期間は市役所の休業期間とあわせてください (市役所の休業期間は令和8年12月29日(火)から令和9年1月3日(日)となります)。
21	資料6	1~2	3.吹田市役所本庁舎内での窓口及び電話応対業務(3)	(3) その他受託者が行う業務 イ 吹田市役所の電子申込システムからの申込みについて、本市が貸与するパソコンを利用して、電子申込システムからの届出を受け付けること。「最高裁判決等を踏まえた保護費等の追加給付に係る電子届出(口座変更・辞退等)」については印刷を行い、「最高裁判決等を踏まえた保護費等の追加給付の申出書の電子届出」については、CSVデータ及び添付画像ファイルをダウンロードのうえ、データを受託者のシステムにて送付すること	・印刷用のコピー機は、受託者で用意する認識で相違ないでしょうか。 ・コピー機は卓上型と自立型、スペース的にどちらを設置する見込みで見積すれば良いでしょうか。	・印刷用のコピー機は受託者で用意してください。 ・本庁舎内での印刷用のコピー機は卓上型で問題ないと考えますが、どちらを設置する見込みで見積もるかは受託者にて検討ください。
22	資料6	1	3 吹田市役所本庁舎内での窓口及び電話応対業務(3)	ア 吹田市役所のホームページ及びメールでの問い合わせに対する随時回答	貴市ホームページ及びメールで問い合わせがあった場合、即時連携され、即時対応が必要でしょうか日次レベルの対応でよろしいでしょうか	日次レベルの対応で問題ないと考えます。

No	資料名称	ページ	項目	記述内容	質疑内容	回答内容
23	資料6	1	3 吹田市役所本庁舎内での窓口及び電話応対業務(3)	イ 吹田市役所の電子申込システムからの申込みについて、本市が貸与するパソコンを利用して、電子申込システムからの届出を受け付けること	電子申込システムは、受託者側で職員様のID・パスワード等を利用してログインし、作業する想定でしょうか、ダウンロード迄行っていただき、ダウンロード後のデータを扱う想定でしょうか	受託者側でのログインを想定しています。
24	資料6	1	3 吹田市役所本庁舎内での窓口及び電話応対業務(3)	イ 吹田市役所の電子申込システムからの申込みについて、本市が貸与するパソコンを利用して、電子申込システムからの届出を受け付けること	日次レベルの対応でよろしいでしょうか	日次レベルの対応で問題ないと考えます。